



2014年6月13日

秦野市長 古谷 義幸 様

渋沢丘陵を考える会 代表 日置 乃武子
 秦野の自然と環境を守る会 代表 山本とし子
 秦野のホタルを守る会 会長 吉田 嗣郎
 丹沢・未来プロジェクト 代表 小嶋 伸
 (各印省略)

渋沢地区巨大霊園建設の手続き上の諸問題と開発許可差し止めについて(要望)

本年4月10日、秦野市に対し公益財団法人相模メモリアルパーク(愛川町)から19.9ヘクタール、1万5000区画の同第2霊園(仮称)建設の許可申請が提出されました。許可申請までに至る十数年の間には手続き上多くの法規違反と不適切な対応があります。貴職におかれましては、これらを放置したまま開発を認めることのないよう開発許可書発行の差し止めの措置をとるよう緊急に要望いたします。

1. 用地買収・計画推進は株式会社、市は容認

墓地の経営主体は、「墓地、埋葬等に関する法律」によって地方公共団体、宗教法人、公益法人の3つに限られており、株式会社の墓地経営は認められていません。

ところが、この造成計画は、主に湘南造園株式会社(平塚市)によって墓地造成が立案され、広大な土地の買収が行われ、周辺住民に対するたび重なる説明が行われました。

湘南造園は、同社の事業種目に「霊園の造成」「霊園の維持・販売管理」をあげていますが、これは霊園経営の核心的領域にかかわる行為であり、株式会社には許されないことです。

しかし、その説明会や霊園の見学会などに市職員が少なくとも11回オブザーバーとして参加しています。さらに同社は、市に対してもくり返し墓地造成の事前説明に訪れるなど長年にわたって、「墓地、埋葬等に関する法律」「秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例」などに違反する行為を重ね、市は事実上それらの行為を容認してきました。

2. 金銭による利益提供の申し出

平成14年12月17日付けの湘南造園の「峠地区の皆様方」宛の文書「土地改良事業の経過について」は大要次のような内容で、事業主体が同社であることを明白に示しているとともに、地元住民に対し金銭による利益提供という通常では考えられない誓約を行っています。以下は同文書の抜粋です。

峠地区の皆様方には霊園開発事業に御協力賜り誠にありがとうございます。当社は霊園開発事業と併せ土地改良事業を推進すべく検討してきましたが、隣接した地域で関連する開発事業が実施される場合は同一行為と認定され、霊園開発は10年間凍結されることが判明いたしました。二つの事業を別個に進めるならば県との協議は可能と考えられます。土地改良事業につきましては、湘南造園(株)は資金的なことはもとより全面的に協力する所存であります。霊園開発の為の造成については別個の方法を検討したい……。 (全文は添付資料)

3. 湘南造園と公益法人は一心同体の利益共同体

平成16年5月25日付けて、旧公園みどり課がまとめた霊園計画の概要(案)には事業主体として、財団法人 湘南秦野メモリアルガーデン「今後設立予定」

設立予定者 真壁弘一【湘南造園(株)取締役会長】

と、記載されています。株式会社トップが霊園建設のために新規財団法人を設立しようとしていたわけです。しかし、この時点では事業主体は「今後設立予定」で実在しておらず市内に事務所もありませんでした。これまで通り株式会社が霊園建設計画を推進するという違法行為を行っていたことは明白です。たとえば、まさに同日、真壁弘一氏は計画地の農地を取扱っています。

平成18年3月、現在の公益財団法人相模メモリアルパークが事業主体になりましたが、当時ここにも湘南造園の取締役社長・真壁潔氏が理事として入っており、同社が墓石販売や墳墓工事などを一手に独占していました。

墓地開発ではよく宗教法人の名義貸しが問題になりますが、湘南造園と湘南秦野メモリアルガーデンあるいは相模メモリアルパークの場合は、これに似た不適切な関係にあったといえます。

平成6年4月20日の「市政ふれあいトーク」で、市側は湘南秦野メモリアルガーデンあるいは相模メモリアルパークの設立母体は湘南造園であることを認めました。湘南造園の営利欲望なくして霊園計画も財団法人設立もありえなかったのです。

4. 不公正な市の「墓地アンケート」

平成17年3月、市は墓地に関する「まちづくり市民アンケート」を行いました。が、「購入したいと思う墓地」の問いは、1寺院墓地 2霊園墓地 3その他の墓地の3種だけで、多くの市民が望んできた「公営墓地」は選択肢から除外されていました。これは意図的な誘導設問であると同時に、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則」とする国の方針に反するものです。業界の宣伝用語に過ぎない「霊園墓地」を選んだ市民が70.6%を超えましたが、これは虚構の数字でしかありません。

このアンケートを根拠として事業者は墓地需給を試算していますが、その不適切な設問からみて、将来にわたって経営の安定性を保証するものではなく、市が事業者の試算を追認したことは二重の誤りと言わざるをえません。

5. 県の圧力で歪められた庁議、ブレインヒル構想と法規に違反

平成20年10月8日、11月12日の両日、庁議(土地利用委員会)が開かれました。開催理由は県の強い圧力にありました。「(県の)土地利用調整条例の対象案件であるが、県は、市の方針が決まらない段階では、指導できない」「県は、市が認めなければ門前払いだ」などの発言がありましたが、これは市の承認を求める県の圧力がいかに強かったかを伺わせるもので、市に対する通常の「意見の照会」とは言えません。

「はじめに承認ありき」の庁議で、市がもっとも大きな根拠として持ちだしたのは平成3年に提言された「ブレインヒル柿木の原構想——渋沢丘陵の豊かな自然を生かした土地利用を目指して——」でした。11月12日の庁議に提出された参考資料「計画地における土地利用の可能性について」では、次のような特異な解釈がなされました。

「(ブレインヒル構想では計画地は)『その他の区域』に区分されており)土地利用の保全を原則とし、開発区域として積極的には位置づけないが、地区の振興等を図るための小規模な土地利用の転換等は、個々の計画と立地条件に基づいた調整を行うこととなります。

従って、当該計画地については、土地利用の保全を原則としていますが、土地利用については、個別の計画ごとに判断することとなります。

このように、ブレインヒル構想の趣旨を踏まえて、……本市に及ぼすメリット等を総合的に判断すると、……計画を承認すべきであると考えます」

原則は保全です。せいぜい可能なことは「小規模な土地利用の転換」だけです。「土地利用については、個別の計画ごとに判断することになる」のは「地区の振興等を図るための小規模な土地利用の転換等」に限定されています。「ブレインヒル構想の趣旨」をどのように解釈しても「計画を承認すべきである」には行きつけません。これほどの詭弁、文意の欺瞞的解釈はありません。市側は本年6月市議会での一般質問に対し、ふたたびこの解釈を繰り返しました。

さらに、同構想に明文化されている「開発に際しての主要道路は、二つ以上の幹線道路に接続する」「自然環境を配慮し、現在の地形に沿った土地利用を基本とする」「土地利用に際しては、自然緑地等の比率を五十%以上」とすることなどにも違反しています。

また、庁議のわずか6ヵ月前に策定された「秦野市緑の基本計画」には「大磯丘陵にある他の自然環境保全地域へと続くクヌギ・コナラの二次林は、小動物や昆虫、鳥類の貴重な牛息・生育地となっています。これらのみどりを育てている渋沢丘陵の緑地を保全するため、渋沢丘陵保全配慮地区を指定します。(約750ha)」とされています。

貴職は、その前文で「緑を保全し、次の世代に継承していくことは、私たちの責務である」と宣言されています。しかも、計画地は大井町の篠窪自然環境保全地域(23.3ヘクタール)に隣接し、緑の回廊を形成しています。この地域への影響も無視できません。

壘園計画を承認する庁議を主宰したのは貴職であり土地利用委員会の委員長も貴職でした。貴職の政治的・道義的責任はきわめて重く、庁議の有効性を根本から損なうものです。

6. 市が条例違反、「まちづくり審議会」を設置せず

市まちづくり条例38条1項には「市長の付属機関として、秦野市まちづくり審議会(以下、審議会)を設置する」と規定されています。審議会は平成12年から23年7月29日まで11年間設置されましたが、以後約3年半は未設置のまま市の条例違反が放置されています。まちづくり推進課によれば、設置しない理由は、①報酬、交通費がかかる ②諮問する案件がない、などというものでした。しかし条例には、審議会は「……の場合は設置しなくもいい」との規定はなく、無条件に「設置しなければならない」機関です。

審議会がないという違法状態のなかで、壘園建設計画は一度も法律、環境、都市計画、建築、景観、色彩、造園、行政等の外部有識者の意見を聴くことをしないで、技術的な審査基準に沿った手続きだけで進められました。而して環境基本条例で設置されている環境審議会にも諮らなかつたのも大きな問題でした。貴職の政治信条のひとつは「聴かなければ深まらない」だということをお忘れでしょうか。

まちづくり審議会がこつ然と消えたのが平成23年7月末、事業者が市に壘園建設計

画書提出したのはわずか7ヵ月半後の24年3月19日のことでした。

7. 市は実効性のある環境保全策をとらなかった

平成24年10月21日に開催された公聴会で、事業者側は霊園開発用地を選んだ理由として「都市計画法上の網が掛かっている、その他のいろんな規制も掛かっているという場所でしたのでここに決定」と公述しています。

しかし、計画地の環境と生物多様性を保全すべきだという法令、条例、指針、計画、構想、指定、調査結果などは枚挙にいとまがないくらいあります。なかには、環境基本法のように「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものである」(第3条)など国民の生存権を保障した憲法25条に立脚した法もあるくらいです。公共事業でもなく、市民の墓地需要から大きく逸脱した大規模な自然破壊は、憲法という国の最高法規の壁にぶつかるのです。市にも、環境基本法に基づいた環境基本条例がありますが、そのような意識が事業者にも市にもまったくありません。

平成25年1月28日に開催された県の土地利用調整会議幹事会では、次のような発言がなされています。

「本来であれば、20年かけるなら、市の積極的な判断で市街化区域に編入するとか、特定保留にする等があったらよかった」「個別法でクリアしているからいいのか、19.9ヘクタールでクリアしているからいいのかという問題意識はどうなのか」。

つまり、国が里地里山保全再生モデル事業地域に選定し、県が地域環境評価書で「大磯丘陵の自然の核心部」「地形、水系、緑を一体として保全」すべきとし、市もまた緑の基本計画で「みどりの骨格を形成する緑地であり、快適な環境を支える基盤として保全」「渋沢丘陵保全配慮地区に指定」しますという、県内にかろうじて残された貴重な自然を、秦野市は長期にわたって保全する実効的な施策をとってこなかったのです。明らかに市の怠慢であり、不作為です。

このように、事業者も市も「適法適切」だとする霊園の計画と手続きには、多くの適法適切でない行為が連鎖しています。

貴職におかれましては、現在、開発許可書発行の直前にある手続きを差し止め、多分野の有識者からなる渋沢丘陵の環境保全と霊園開発問題に特化した第三者機関を設置するなど、計画の内容と手続きを多面的かつ専門的に検証し検討し直すことを緊急に要望いたします。

6月議会と重なりご多忙中誠に恐縮ですが、緊急を要するため7月3日までに文書にてご回答くださるようお願いいたします。

以上

連絡先は次の通りです。

〒257-0012 秦野市西大竹 302-11 鈴木和郎 0463-81-9109 (FAX 兼用)
〒257-0013 秦野市南が丘 2-2-6-204 小日向彰 0463-81-5476 (FAX 兼用)

添付資料

土地改良事業経過について

峠地区の皆様方には霊園開発事業に御協力を賜り誠に有難うございます。

懸案の土地改良事業につきましては、先般皆様方よりアンケートによる御意向をいただき、それをもとに、地権者の方々と個別にお話をさせていただきながら検討を進めているところであります。

当社といたしましても、霊園開発事業と併せ土地改良事業を推進すべく検討し、計画を行っているところであります。この方針に基づき先般、県庁企画部土地水資源対策課と二つの事業について協議を行い、土地改良事業区域から搬出した土砂により霊園内埋め立て工事計画案について打診、検討をお願い致しました結果、企画部の意向としては霊園開発と土地改良事業とが別個の事業であっても、隣接した地域で関連する開発行為が実施される場合は同一行為と認定せざるを得ないと云う結論となりました。また、土地改良事業を先行させ、それによる埋め立てた霊園予定地域は法令により10年間緑地指定を受けるので、霊園開発はその間凍結されることが判明いたしました。この二つの事業を別個に進めるならば企画部と協議することが可能と考えられます。

土地改良事業につきましては諸々の問題、例えば造成後の土地の形態や利用に対する規制、土砂の搬出等について、皆様と十分な協議のうえ個々の問題について折衝を重ねてまいります。地権者全員の賛成と地元の皆様の御協力がまとまった時点で、湘南造園株式会社としては資金的なことはもとより同事業実現に向けて全面的に協力する所存でありますので、宜しくお願い致します。

当社といたしましては、霊園開発の為の造成については別個の方法を検討して行きたいと考えております。

以上今回までの状況についての経過説明とさせていただきます。

平成14年12月17日

湘南造園株式会社